

収 支 報 告 書（令和 6 年分）

（ 年 月 日開催パーティー分）

* 1～4は提出日現在の内容を記入

ふ り が な

1 政治団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

にほんきょうさんとうわらびとだちくいいんかい

日本共産党蕨・戸田地区委員会

蕨市中央5-9-17

阿久津 俊男

菅野 栄

(受付印)



※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☒ を入れること。

政治団体の区分

☐ 政 党☒ 政 党 の 支 部☐ 政 治 資 金 団 体☐ 政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2
第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体☐ そ の 他 の 政 治 団 体
(資金管理団体を含む)☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

☐ 2 以上 の 都 道 府 県 の 区 域 等☒ 埼 玉 県 内

収支報告書作成担当者の氏名

鈴木 智

(電話連絡先)

048-443-8332

(選管使用欄)

番 号

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）

☐ 有 ☒ 無

* 以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類

(現・候)

資金管理団体の
届出をした者の
氏名

資金管理団体の指定の期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年	月	日	から
年	月	日	まで

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）

* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体公職の候補者
の氏名

公職の種類

(現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年	月	日	から
年	月	日	まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----A=B+C	103,359,211
(前年からの繰越額) * 前年の収支報告書から転記	-----B	2,209,388
(本年の収入額)	-----C	101,149,823
支 出 総 額	-----D	49,669,676
翌年への繰越額	-----E=A-D	53,689,535

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	* 会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上
金 額	3,405,498
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	3,087 人

(2) 寄 附		* 本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上	
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	87,599,415	(その7)に内訳を記載	
(うち特定寄附)	0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	(その7)に内訳を記載	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	(その7)に内訳を記載	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	87,599,415		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	(その8)に内訳を記載	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	(その9)に内訳を記載	
合 計 (ア + イ)	87,599,415		

政党(支部を含む)
及び政治資金団体
以外は法人その他の
団体からの寄附
を受けられない

(その5)

(5) 本部又は支部（政治団体の設立届出がなされているもの）から供与された交付金に係る収入						
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日			主たる事務所の所在地	備 考
日本共産党 埼玉県委員会	700,462	6	1	31	さいたま市大宮区北袋 ^野 1-171-1	
"	649,650	4	2	29	"	
"	664,046	4	3	29	"	
"	649,671	4	4	30	"	
"	647,236	4	5	31	"	
"	649,461	4	6	28	"	
"	655,907	4	7	31	"	
"	711,225	4	8	30	"	
"	653,615	4	9	30	"	
"	652,320	4	10	31	"	
"	654,758	4	11	29	"	
"	646,055	4	12	31	"	
この頁の小計	7,934,406	すべての交付金収入につき、本部又は支部ごとに名寄せして個別に記載すること。				
合 計	7,934,406					

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の	2, 210, 504	／
合 計	2, 210, 504	／

9

寄附者の区分
(該当するものに○)

(7) 寄附の内訳

同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。
5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上するが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。
遺贈
によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7)

※寄附者の区分ごとに別業とすること。

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分 (該当するものに○)		①個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体		
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日		住 所 (又は所在地)		職業(又は代表者の氏名)	備 考	
本田哲	500,000	6	12	10	戸田市南町2-12	市会議員		
武藤葉子	390,000	4	3	10	戸田市喜沢南2-6-2	市会議員		
"	400,000	4	5	10	"	"		
"	500,000	4	7	20	"	"		
"	500,000	4	12	10	"	"		
花井伸子	370,000	4	3	5	戸田市新曽942-12	市会議員		
"	500,000	4	5	10	"	"		
"	500,000	4	7	15	"	"		
"	600,000	4	12	10	"	"		
井澤正八	199,500	4	12	21	蕨市塚越5-28-3	無職		
桜本育伯	48,480	4	12	22	蕨市塚越4-16-9-103	無職		
武田学	54,000	4	12	22	蕨市塚越4-14-5	無職		
木村博俊	94,000	4	6	9	川口市辻1217-1	無職		
山本和子	17,000	4	6	22	戸田市下戸田2-4-4	"		
藤木律男	110,000	4	9	21	" 南町3-4-14-502	"		
こ の 頁 の 小 計	4,782,980	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上してするが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。 遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。						
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

(その7)

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄 附 の 内 訳					寄附者の区分 (該当するものに○)		①個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体		
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日			住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考		
頼高久夫	114,000	8	12	21	蕨市北町1-12-16	無職			
仲内耕平	100,000	8	9	21	" 南町2-19-21	"			
和澄郁雄	150,000	8	12	7	" 中央2-18-5	"			
富浦富美子	60,400	8	9	20	戸田市笹目2-18-12	"			
菅野由紀江	200,000	8	12	15	" 笹目4-9-14	"			
岡寄郁子	54,000	8	12	15	" 氷川町1-2-4	政党役員			
飯島忠徳	59,000	8	6	16	" 中町1-9-67	無職			
久保山孝之	60,000	8	6	16	" 下前1-14-8-302	会社役員			
遠藤力	65,000	8	6	16	" 上戸田2-46-8	無職			
岩崎弘	34,000	8	6	16	川口市桜町1-3-19	"			
丸茂美佐子	60,000	8	12	7	戸田市笹目4-27-34	アルバイト			
風間秀雄	16,000	8	10	8	川口市芝富士1-21-27	会社員			
河村武徳	30,000	8	10	8	" 西川口2-8-21	団体職員			
木村京子	94,000	8	6	9	" 辻1217-1	無職			
笹川静子	94,000	8	6	9	東京都板橋区高島平4-26-12	"			
こ の 頁 の 小 計	1,190,400	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上してするが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。 遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。							
そ の 他 の 寄 附									
合 計									

(その7)

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分 (該当するものに○)		(1)個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日		住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考	
石井多恵子	94,000	6	6 9	蕨市南町4-45-9	無職		
浅名勝次	100,000	6	12 15	" 塚越3-9-3	"		
鈴木正彦	12,000	6	6 22	戸田市下戸田2-12-5-704	"		
清水信子	150,000	6	12 7	蕨市中央2-22-1	"		
矢木加代子	150,000	6	12 7	川口市柳崎3-21-14	"		
田中昌子	150,000	6	12 7	さいたま市浦和区東岸町1-18	"		
鷹巣京子	150,000	6	12 7	蕨市塚越7-27-6 藤和西川口コブⅢ307	"		
渡辺博司	150,000	6	12 21	戸田市新曽1392-2	"		
高信秀夫	42,000	6	7 8	" 新曽381-2 藤和シティコブ戸田207	"		
肝付賢司	50,000	6	10 8	草加市新善町491-5	団体職員		
山岡小麦	95,000	6	7 8	戸田市上戸田3-3-17-401	自営業		
山本紅葉	70,000	6	7 8	蕨市中央3-12-2-402	会社委員		
望月志保	30,000	6	10 8	志木市下宗岡3-15-24	団体職員		
佐藤二三	10,000	6	10 8	戸田市笹目2-5-31マンション花園103	自営業		
関口早江子	10,000	6	12 21	蕨市中央2-7-19	政党役員		
こ の 頁 の 小 計	1,263,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上してするが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。 遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。					
そ の 他 の 寄 附							
合 計							

(その7)

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄 附 の 内 訳					寄附者の区分 (該当するものに○)		①.個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体		
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日			住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考		
竹内清	42,000	6	6	16	戸田市下前1-10-1-611	会社員			
永島敏雄	48,000	4	9	21	蕨市南町4-30-10	無職			
浅利久男	10,000	4	10	8	戸田市喜沢2-5-13-302	自営業			
始沢克己	150,000	4	12	7	川口市伊刈178	無職			
樽原豊	25,000	4	6	22	戸田市下前1-10-4公団戸田団地4号棟105	〃			
草薙博	50,000	4	7	7	〃 川岸3-5-20-1501	〃			
草薙広子	39,000	4	7	7	〃 川岸3-5-20-1501	〃			
蛭田京子	57,000	4	12	21	〃 本町5-14-17-1202	〃			
辻繁幸	50,000	4	9	21	蕨市南町1-21-2	〃			
土屋英美子	42,000	4	9	21	戸田市笹目南町11-1ウィズ戸田公園一番館201	〃			
金子哲人	120,000	4	9	20	蕨市中央1-17-52-209	無職			
寺島房美	119,000	4	12	21	蕨市中央3-19-20-802	無職			
酢崎利夫	120,000	4	12	7	〃 錦町2-10-18	無職			
こ の 頁 の 小 計	872,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上してするが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。 遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。							
そ の 他 の 寄 附									
合 計									

(その7)

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分 (該当するものに○)		
			①個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体		
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
斉藤由希子	70,552,897	6 9 27	蕨市南町4-1-4	無職	遺贈
こ の 頁 の 小 計	70,552,897	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上してするが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。 遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。			
そ の 他 の 寄 附	4,228,138				
合 計	87,559,415				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目		金 額	備 考
			うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出(再掲)※
1 経常経費	(1) 人 件 費	9,742,493	
	(2) 光 熱 水 費	3,128,445	
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	4,541,867	
	(4) 事 務 所 費	11,278,266	
	小 計 (経常経費の計)	28,691,071	0
2 政治活動費	(1) 組 織 活 動 費	5,005,630	
	(2) 選 挙 関 係 費	0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)	5,505,630	0 ア～エの計を記載
	ア 機関紙誌の発行事業費	0	
	イ 宣 伝 事 業 費	5,505,630	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
	エ そ の 他 の 事 業 費	0	
	(4) 調 査 研 究 費	919,190	
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	9,548,155	9,548,155
	(6) そ の 他 の 経 費	0	
	小 計 (政治活動費の計)	20,978,605	9,548,155 (93%)
合 計		49,669,676	※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、 (その16)本部・支部間の交付金支出の内訳と対応

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分					
		(政治活動費)			組織活動費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考	
この頁の小計	0	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)				
その他の支出	5,005,630	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。				
合計	5,005,630					

(その15)

※項目別区分ごとに別表とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1)組織活動費 (2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費 イ.宣伝事業費 ウ.政治資金パーティー開催事業費 エ.その他の事業費 (4)調査研究費 (5)寄附・交付金 (6)その他の経費				
		(機関紙誌の発行その他の事業費  伝事業費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)				
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考	
むとう葉子リーフ	75,300	6 11 11	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1		
のぼり旗	119,350	7 11 24	あかつき印刷株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2		
この頁の小計	194,650	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)				
その他の支出	5,310,980	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。				
合 計	5,505,630					

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○)					
		(1)組織活動費 (2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費 イ.宣伝事業費 ウ.政治資金パーティー開催事業費 エ.その他の事業費 (4)調査研究費 (5)寄附・交付金 (6)その他の経費					
		教育研究費(書籍新聞など)					
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
この頁の小計		1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出	、 919,190	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合 計	、 919,190						

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 (寄附、交付金)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附金、交付金			95	054	6 1 31	日本共産党東京支部	さいたま市大宮区北袋1-17-1	
〃			111	818	〃 2 29	〃	〃	
〃			101	123	〃 3 29	〃	〃	
〃			102	678	〃 4 30	〃	〃	
〃			97	265	〃 5 31	〃	〃	
〃			90	045	〃 6 28	〃	〃	
〃			382	325	〃 7 31	〃	〃	
〃			100	099	〃 8 30	〃	〃	
〃			172	394	〃 9 30	〃	〃	
〃			507	580	〃 10 31	〃	〃	
〃			98	454	〃 11 29	〃	〃	
〃			622	270	〃 12 31	〃	〃	
この頁の小計			9548	155				
その他の支出				0				
合 計			9548	155				

(その16)

(4) 本部又は支部（政治団体の設立届出のなされているもの）に対して供与した交付金に係る支出の内訳							
支 出 項 目	金 額	年 月 日			交 付 金 の 供 与 を 受 け た 本 部 又 は 支 部 の 名 称	主たる事務所の所在地	備考
寄付金・交付金	95,054	6	1	31	日本共産党埼玉県委員会	さいたま市大宮区北袋1-171-1	
"	111,818	7	2	29	"	"	
"	101,123	7	3	29	"	"	
"	102,678	7	4	30	"	"	
"	97,265	7	5	31	"	"	
"	90,045	7	6	28	"	"	
"	382,325	7	7	31	"	"	
"	100,099	7	8	30	"	"	
"	7,239,444	7	9	30	"	"	
"	507,580	7	10	31	"	"	
"	98,454	7	11	29	"	"	
"	622,270	7	12	31	"	"	
この頁の小計	9,548,155	(その13)の「備考」欄「うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」について、その内訳を記載。(その14)(その15)と異なり、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出もすべて個別に記載すること。					
合 計	9,548,155						

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に ☒ を入れること。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☒	☐	
イ 建 物	☒	☐	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その18）に記載すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳		項目別区分			土地
摘 要	金 額	年 月 日	備 考		
蕨市中央5丁目4005番2	32,280,000	S62 1 10	164.23		
	32,280,000				

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳		項目別区分		建物
摘 要	金 額	年 月 日	備 考	
蕨市中央5丁目4005番2	5,500,000	S62 12 22	116.77	
	5,500,000			

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに ☒ を入れること。

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

7 年 2 月 2 8 日

政治団体の名称

日本共産党 蕨・戸田地区委員

会計責任者の氏名

菅野 栄

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。